

環水大管発第2401171号
令和 6 年 1 月 17 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

環境大臣 伊藤 信太郎
(公 印 省 略)

食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成第15年法律第48号）第24条第1項第2号の規定に基づき環境大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たり、下記の事項については、同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか。

記

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）の施行に伴い、昭和46年3月2日農林省告示第346号（農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）を別紙のとおり改正すること。



改 正 後	改 正 前
<p>一 当該農薬が次の要件のいずれかを満たす場合は、農薬取締法（以下「法」という。）第四条第一項第六号（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものとする。</p> <p>イ 法第三条第二項第三号（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）に当該農薬の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下「成分物質等」（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質を除く。以下同じ。）という。）が残留する農薬（その残留量がきわめて微量であること、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により有害でないと認められるものを除く。以下同じ。）であって、当該農作物等又はその加工品の飲食用品が食品衛生法第十三条第一項の規定に基づく規格（当該農薬の成分に係る同項の規定に基づく規格が定められていない場合には、当該種類の農薬の毒性及び残留性に関する試験成績に基づき環境大臣が定める基準。ロ並びに次号ロ及びハにおいて同じ。）に適合しないものとなること。</p> <p>ロ 法第三条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い家畜の飼料の用に供される農作物等を対象として当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農作物等に成分物質等が残留する農薬であって、当該農作物等を供して生産される畜産物（家畜の肉、乳その他の食用に供される生産物をいう。以下同</p>	<p>一 当該農薬が次の要件のいずれかを満たす場合は、農薬取締法（以下「法」という。）第四条第一項第六号（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものとする。</p> <p>イ 法第三条第二項第三号（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）に当該農薬の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下「成分物質等」（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を除く。以下同じ。）という。）が残留する農薬（その残留量がきわめて微量であること、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により有害でないと認められるものを除く。以下同じ。）であって、当該農作物等又はその加工品の飲食用品が食品衛生法第十三条第一項の規定に基づく規格（当該農薬の成分に係る同項の規定に基づく規格が定められていない場合には、当該種類の農薬の毒性及び残留性に関する試験成績に基づき環境大臣が定める基準。ロ並びに次号ロ及びハにおいて同じ。）に適合しないものとなること。</p> <p>ロ 法第三条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い家畜の飼料の用に供される農作物等を対象として当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農作物等に成分物質等が残留する農薬であって、当該農作物等を供して生産される畜産物（家畜の肉、乳その他の食用に供される生産物をいう。以下同</p>

じ。)に当該農薬の成分物質等が残留することとなるもの(当該畜産物が食品衛生法第十三条第一項の規定に基づく規格に適合するもの及び同条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として内閣総理大臣が定める量を超えないものを除く。)であること。

二 当該農薬が次の要件のいずれかを満たす場合は、法第四条第一項第七号(法第三十四条第六項において準用する場合を含む。)に掲げる場合に該当するものとする。

イ 当該農薬の成分物質等が土壌中において二分の一に減少する期間がほ場試験において百八十日未満である農薬以外の農薬であつて、法第三条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農地において通常栽培される農作物に当該農地の土壌の当該農薬の成分物質等が残留することとなるもの(食品衛生法第十三条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として内閣総理大臣が定める量を超えないものを除く。)であること。

ロ 当該農薬の成分物質等が土壌中において二分の一に減少する期間がほ場試験において百八十日未満である農薬であつて、法第三条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農地においてその使用後一年以内に通常栽培される農作物に当該農地の土壌の当該農薬の成分物質等が残留することとなるもの(当該農作物又はその加工品の飲食品が食品衛生法第十三条第一項の規定に基づく規格に適合するもの及び同条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として内閣総理大臣が定める量を超えないものを除く。)であること。

ハ 当該農薬の成分物質等が土壌中において二分の一に減少する期間がほ場試験において百八十日未満であり、かつ、法第三条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農地においてその使用後一年以内に通常栽培される家畜の飼料の用に供される農作物に当該

じ。)に当該農薬の成分物質等が残留することとなるもの(当該畜産物が食品衛生法第十三条第一項の規定に基づく規格に適合するもの及び同条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えないものを除く。)であること。

二 当該農薬が次の要件のいずれかを満たす場合は、法第四条第一項第七号(法第三十四条第六項において準用する場合を含む。)に掲げる場合に該当するものとする。

イ 当該農薬の成分物質等が土壌中において二分の一に減少する期間がほ場試験において百八十日未満である農薬以外の農薬であつて、法第三条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農地において通常栽培される農作物に当該農地の土壌の当該農薬の成分物質等が残留することとなるもの(食品衛生法第十三条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えないものを除く。)であること。

ロ 当該農薬の成分物質等が土壌中において二分の一に減少する期間がほ場試験において百八十日未満である農薬であつて、法第三条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農地においてその使用後一年以内に通常栽培される農作物に当該農地の土壌の当該農薬の成分物質等が残留することとなるもの(当該農作物又はその加工品の飲食品が食品衛生法第十三条第一項の規定に基づく規格に適合するもの及び同条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えないものを除く。)であること。

ハ 当該農薬の成分物質等が土壌中において二分の一に減少する期間がほ場試験において百八十日未満であり、かつ、法第三条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農地においてその使用後一年以内に通常栽培される家畜の飼料の用に供される農作物に当該

農薬の成分物質等が残留する農薬であつて、当該農作物等を供して生産される畜産物に当該農薬の成分物質等が残留することとなるもの（当該畜産物が食品衛生法第十三条第一項の規定に基づく規格に適合するもの及び同条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として内閣総理大臣が定める量を超えないものを除く。）であること。

三・四（略）
備考（略）

農薬の成分物質等が残留する農薬であつて、当該農作物等を供して生産される畜産物に当該農薬の成分物質等が残留することとなるもの（当該畜産物が食品衛生法第十三条第一項の規定に基づく規格に適合するもの及び同条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えないものを除く。）であること。

三・四（略）
備考（略）